



危険物保安技術協会顧問
東京理科大学総合研究院教授
博士(工学) 小林 恭一

今、「予防塾」を主催しています。予防塾というのは、予防行政に熱意を持って取り組んでいる消防職員を主たる対象として、東京理科大学の施設を使って行っている無料の私塾のことです。

塾は原則として毎月第3月曜日の夜6時30分から9時頃まで講義形式で行っています。年間11回の講義のうち、3回は同僚の関澤先生が受け持っています。

塾生は民間の方も含めて4月現在全国で380人程度いますが、実際に講義に出席される方は毎回50人前後です。出席者は東京近辺の方が多いのですが、郡山や甲府から毎回来てくれる方もいますし、九州や関西からの参加者もいます。遠方から休暇をとって来てくれる方がいるのは嬉しいことですし、励みになります。

テーマは、消防法令の成り立ちや特徴、建築基準法令との関係、外国の類似法令ではどうなっているのか、用途ごとの火災危険と対策などですが、特に力を入れているのは、法令改正の経緯とその効果です。

日本の消防法令は、昭和36年に今のような全国統一の基準になったのですが、昭和40年代に多数の死者を伴うビル火災が何度も起こり、そのたびに規制強化を重ねて、現在の規制体系の骨格ができあがりました。当時は並行して建築基準法令も改正されました。昭和50年代以降も、新たな危険が顕在化して多数の死者を伴う火災が発生しますが、消防庁ではそのたびにその原因を究明して対策を考え、消防法令に反映させてきました。

このような経緯は、ベテランの方にとっては常識だと思いますが、若い方にとっては全く知らなかったことが多いようで、皆さん目を輝かせて聞いてくれます。近年、そういう歴史を知っているベテラン職員が大量に退職していることも大きいのだと思います。

改正前の比較的シンプルな基準に、多数の死者を伴う火災の再発を防ぐために新たな規制が付加された経緯やその意味がわかると、難解な現行法令もかなり理解し易くなります。

また、規制が強化されると、その効果は火災統計に顕著に現れます。日本の火災統計はその精緻度、信頼性とも世界の中で抜きん出ているのですが、そのための火災報告は消防職員にとってかなりの負担だと思います。でも、その火災報告を分析すると、規制強化が行われ苦勞して既存遡及した効果が、火災1件当たりの死者数や焼損面積に見事に現れます。そんな情報に接して予防行政に対するモチベーションが上がってほしいと考えています。

予防塾を始めて今年度で5年目になります。1年サイクルなので毎年同じテーマで話すことも多いのですが、ずっと留年されている方も多く、口コミで塾生は随分増えました。地方での出前予防塾の依頼も増えています。私が火災予防行政に関係するようになって40年近くなり、その間に様々な立場で消防法令や建築基準法令の改正に関わって来ました。このため、改正の経緯や内容はそう努力しなくても良く知っています。元気なうちにこれらの知識を若い人たちに伝えておきたい。こう考えて、しばらくはこの活動を続けようと思っています。